商品概要説明書　積立式定期貯金（エンドレス型）

（令和２年４月１日現在適用中）

１．商　品　名	・積立式定期貯金（エンドレス型）
２．ご利用いただける方	・個人のみ
３．期　　間	・積立期限には定めはありません。
４．預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	 ・自動振替により、１ヵ月、２ヵ月、３ヵ月、６ヵ月のいずれかの積立周期により預入れいただきます。なお、随時に預入れいただくこともできます。 ・預入時のお申し出により、最大６回まで増額月を設定できます。 ・１回あたり１，０００円以上 ・１円単位
５．払戻方法	・一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
６．利　　息 （１）適用金利 （２）支払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	 ・各分割預入時における期日指定定期貯金の約定利率を適用します。 ・払戻時に一括して支払います。 ・期日指定定期貯金の計算方法を適用します。 ・２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）※の分離課税となります。 ※令和１９年１２月３１日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問い合わせください。
７．手 数 料	―
８．付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年０．５％を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
９．中途解約時の取扱い	**・満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱いに準じます。**
10．貯金保険制度（公的制度）	**・保護対象** **この貯金は当会の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第５１条の２に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という３条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本１，０００万円とその利息が貯金保険により保護されます。**

11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置	本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当会管理部リスク審査課(電話：０７７６－２７－８２３４)にお申し出ください。当会では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
	紛争解決措置	外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当会管理部リスク審査課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、以下の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 福井弁護士会（電話：０７７６－２３－５２５５） 京都弁護士会（電話：０７５－２３１－２３７８） 愛知県弁護士会（電話：０５２－２０３－１７７７）
12. その他参考となる事項	―	

・ご不明な点は、当会窓口までお気軽にお問い合わせください。